

「食器消毒保管庫購入」に関する一般競争入札公告

「食器消毒保管庫購入」について、一般競争入札を行うので、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成２２年４月１日規程第４５号、以下「規程」という。）第９条の規定により公告する。

令和７年１１月２８日

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
理事長 近藤 泰三

１ 一般競争入札に付する事項

- （１）購入物品の名称及び数量 食器消毒保管庫 一式
- （２）購入物品の仕様等 仕様書による。
- （３）納入期限 令和８年３月３１日（火）
- （４）納品場所 岐阜県多治見市前畑町五丁目１６１番地
岐阜県立多治見病院

２ 契約の内容を示す場所及び日時

（１）担当部局

住 所 〒５０７－８５２２ 岐阜県多治見市前畑町五丁目１６１番地
部 署 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
事務局経営改革室改革推進担当 加藤 大樹
電 話 ０５７２－２２－５３１１（内線２２１１）

（２）入札説明書の交付期間及び交付場所

- ア 交付期間 令和７年１１月２８日（金）から令和７年１２月１７日（水）までの毎日（土日祝日を除く。）午前９時から午後５時まで
- イ 交付場所 ２（１）に同じ。なお、岐阜県立多治見病院のホームページ（下記の URL）からダウンロードすることも可能である。
<https://www.tajimi-hospital.jp/>

３ 応札方法

日 時 持参する場合 令和７年１２月１８日（木）午後１時３０分まで
郵便による場合 令和７年１２月１６日（火）までの消印有効
提出先 ２（１）に記す部署

４ 開札を行う場所及び日時

開札は以下により公開式で行う。なお、開札に出席しない場合は、結果を郵便で通知する。

日 時 令和７年１２月１８日（木） 午後１時３０分
場 所 岐阜県多治見市前畑町五丁目１６１番地
岐阜県立多治見病院 旧中央診療棟３階 会議室
※開札時に応札者が立ち合いをするときは、開札日の午後１時２０分までに開札場所に集合すること

５ 入札書に記載する金額

応札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

規程第14条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、入札書記載金額が最低の応札者を落札者とする。落札価格は入札書に記載する金額（以下、「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札における入札書記載金額が最低の者と随意契約交渉を行うこととする。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

規程第13条及び第39条に該当するときは免除する。

8 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本入札公告日において、岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている者であること。岐阜県入札参加資格者名簿に未登載の場合は、令和7年12月4日（木）までに岐阜県出納事務局出納管理課用度係へ必要書類を提出していること。
- (2) 規程第8条の規定に該当しない者であること。

以下、規程第8条抜粋

契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、3年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 第40条に定める監督又は第41条に定める検査の実施に当たり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

以上、規程第8条抜粋

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第76号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指

- 名停止措置を、入札参加申込書の提出期限日から契約の締結日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

9 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、提出期限までに以下の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 別に定める入札参加申請書
- イ 別に定める誓約書
- (2) 提出期限 令和7年12月5日(金)
- 期限までに入札参加申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加資格の確認結果は、令和7年12月10日(水)に通知する。
- (4) 入札参加を辞退する場合は、別に定める入札参加辞退届を令和7年12月16日(火)までに、2(1)の場所に提出すること。

10 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規程第22条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

12 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

13 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
- (5) 質疑応答
- 仕様等について質疑がある場合は、令和7年12月10日(水)正午までに全ての質問について質問書(様式任意)を作成し、2(1)の場所に提出すること。
- 回答については、令和7年12月15日(月)17時までに全ての入札参加希望者の入札参加申請書に記載された連絡担当者に、E-Mailにて送付する。

14 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加申請書様式
- (3) 誓約書様式
- (4) 入札書様式
- (5) 入札参加辞退届